平成２７年（フ）第２４２号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目182番地　大栄東園田住宅102
債務者　前田　千史
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９号
兵庫県豊岡市野上848番地の１　ストークフォーレストＦ棟203号、前住所兵庫県美方郡新温泉町浜坂1890番地１
債務者　奥村　沙織
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
兵庫県朝来市和田山町平野172番地　Ｎｅｗ和田ハイツ103号室、前住所兵庫県豊岡市出石町片間485番地
債務者　中嶋真梨子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
広島県福山市駅家町大字今岡145番地１
債務者　門田　奈子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１３号
徳島県徳島市八万町下福万138番地の１　セジュール友＆友101号室、旧住所徳島県徳島市八万町上福万223番地の７
債務者　古屋　幸恵
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５４号
徳島県徳島市勝占町松成46番地　ケアハウスエルベ511、旧住所徳島県徳島市八万町内浜122番地の５
債務者　稲岡　　一
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６８号
徳島県板野郡上板町引野字東原98番地８
債務者　石川智惠美
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７１号
徳島県徳島市南田宮２丁目３番101号　新居マンション・１Ｄ、旧住所徳島県美馬市脇町字拝原1392番地３
債務者　松浦　史和
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７２号
徳島県徳島市南田宮２丁目３番101号　新居マンション・１Ｄ、旧住所徳島県徳島市金沢１丁目８番20―7506号
債務者　松浦　由紀
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８号
徳島県海部郡美波町山河内字本村191番地15、旧住所広島県呉市焼山桜ヶ丘１丁目２番５―201号
債務者　關　　光栄
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第３０号
福岡県飯塚市弁分614番地２　県営彼岸原団地５棟301号
債務者　田中　文子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第３４号
福岡県嘉麻市鴨生510番地２　北斗台県営住宅20204号
債務者　山崎　浩幸
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１２３号
大分市大字千歳2045番地　リバーサイドフェリカＢ402
債務者　牧　真由美
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５０号
大分市大字下郡732番地の７　サンローレル101
債務者　東　　克樹
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５号
鹿児島県霧島市国分重久380番地　重久団地２―301号室
債務者　池田こずえ
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
富山市花木68番地10
債務者　池田　　進
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
富山地方裁判所民事部